

大阪、昭50不81・103、昭53. 1. 11

命 令 書

申立人 日本労働組合総評議会全国金属労働組合大阪地方本部共伸アルミ支部

被申立人 共伸アルミニウム株式会社 代表清算人 B 1

被申立人 サンセイ・アルミ株式会社

主 文

- 1 被申立人共伸アルミニウム株式会社は、A 1、A 2、A 3、A 4、A 5、A 6及びA 7 に対して、昭和50年7月16日付け解雇がなされなかったものとして取り扱い、同年7月分以降同人らが受けるはずであった賃金相当額及びこれに年率5分を乗じた額を支払わなければならない。
- 2 被申立人共伸アルミニウム株式会社は、事業を再開した場合には、上記7名を、解散前の原職又は原職相当職に速やかに復帰させなければならない。
- 3 被申立人共伸アルミニウム株式会社は、下記の文書を速やかに申立人に手交しなければならない。

記

年 月 日

申立人代表者あて

被申立人共伸アルミニウム株式会社代表者名

当社は、貴組合の潰滅をくわだて、貴組合との事前協議・同意約款を無視して昭和50年7月8日に解散を強行し、更に同月16日に貴組合員全員を解雇しましたが、これらの行為は労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であることを認め、ここに陳謝い

たします。

- 4 申立人の、被申立人共伸アルミニウム株式会社に対するその他の申立ては、これを棄却する。
- 5 申立人の被申立人サンセイ・アルミ株式会社に対する申立ては、これを却下する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 被申立人共伸アルミニウム株式会社（以下「共伸アルミ」という）は、肩書地（編注、大阪市）において従業員8名でアルミサッシの組立て、特寸加工を業としていたが、昭和50年7月8日解散し、現在特別清算中の会社である。
- (2) 被申立人サンセイ・アルミ株式会社（以下「サンセイアルミ」という）は、49年3月13日に設立された会社である。その事業内容は共伸アルミと同じく、アルミサッシの組立て、特寸加工であり、本件審問終結時の従業員は約20名である。
- (3) 申立人日本労働組合総評議会全国金属労働組合大阪地方本部共伸アルミ支部（以下「組合」という）は、共伸アルミを解雇された労働者7名（本件審問終結時）で組織する労働組合である。

2 共伸アルミの設立経緯及び経営状態等

- (1) 共伸アルミは、47年4月ごろ、B2（以下「B2」という）及びB3（以下「B3」という）の兄弟が設立した個人企業の共伸アルミニウム工業を、同年8月ごろ同人らの兄であるB1（以下「B1」という）の参加を得て、同月26日に株式会社に組織変更したものである。なお、共伸アルミの本店は、49年4月1日に肩書地に移転するまで上記B1～B3三兄弟の母B4（以下「B4」という）の所在地に置かれていた。
- (2) 共伸アルミの土地、建物は、すべてB4から賃貸借契約によって借り受けたものであり、同社には、機械、備品等を除いてめぼしい財産はなかった。

同社の株主構成及び設立時の役員構成は、それぞれ表1及び表2記載のとおりである。

表1

株 主	持 株 数	備 考
B 4	1,200	
B 1	1,000	
B 2	500	
B 3	500	
B 5	200	B 1 の義父
B 6	200	B 2 の義父
B 7	200	B 1 の親戚
B 8	200	B 1 の知人
計	4,000	

(注) 額面は500円である。

表2

役 職	氏 名
代表取締役	B 1
取締役	B 2
取締役	B 3
監査役	B 8

- (3) 共伸アルミは、47年秋に申立外日本エバーアルミ株式会社（以下「日本エバー」という）との取引を開始し、その後同社とは、時期によって変動はあるものの、50年6月まで月額150万～250万円程度の取引を行っていた。これは、共伸アルミの全取引高の90～95%を占めており、その他は申立外関西資材株式会社（以下「関西資材」という）及び同坂本工業所等と若干の取引があっただけである。もともと、関西資材との取引は、後述するように、サンセイアルミの設立に伴ってすべて同社の方へ移った。

日本エバーとの取引の形態は、同社から供給されたアルミ資材、型材を組み立て、あるいは特別の寸法に加工して、その加工賃を月毎に請求するというものであって、共伸アルミが独自に調達した材料を組み立てたり加工したりすることはまれであった。

- (4) 共伸アルミの経営は設立以来順調であり、決算が赤字になったことは一度もなかった。49年8月31日付けの貸借対照表によれば、前期繰越利益金は935,147円、当期利益金は238,671円である。

ところで、上記の貸借対照表には481万円の借入金が生計されているが、これはB4所有の工場建物を共伸アルミの費用で増改築するために借り入れたものである。工場建物のうち増改築された部分は、建物5,573,827円と評価されて共伸アルミの固定資産に組み込まれているが、これは登記されていない。

また、B4に支払っていた地代、家賃は、49年8月ごろは月額28万円であったが、共伸アルミが解散する直前の50年6月ごろは、月額30万円であった。

3 サンセリアルミの設立経緯及び共伸アルミとの関係等

- (1) 48年12月に、B2及びB3は、B1と折り合いが悪くなったため共伸アルミの取締役を退くことを決意し、辞表を提出した。その後、両名は、引継ぎのため作業指示等の業務を続けながら就職先を探していたが、49年2月ごろ、新会社を設立すれば関西資材から仕事が来るとの確信を得て、同年3月13日、サンセリアルミを設立した。

サンセリアルミの設立発起人及び株主は、それぞれ表3及び表4記載のとおりである。

またサンセリアルミの役員は、51年6月21日にB4に代ってB2が代表取締役に就任するまで、表5記載のとおりであった。

更に同社は、共伸アルミと同様、土地、建物をすべてB4から賃借している。

表3

発起人	備考
B4	
B2	

B 3	
B 1	
B 8	
B 9	
B 10	B 6 の息子

表 4

株 主	持 株 数	備 考
B 4	1,000	
B 1	1,000	
B 2	600	
B 3	600	
B 8	200	
B 9	200	
B 10	200	
B 11	200	B 2 の妻
計	4,000	

(注) 額面は500円である。

表 5

役 職	氏 名
代表取締役	B 4
専務取締役	B 2
常務取締役	B 3
監 査 役	B 8

- (2) サンセリアルミは、49年4月1日から操業を開始した。これによって、それまで共伸アルミが行っていた関西資材の仕事は、すべてサンセリアルミが行うことになった。51

年8月現在、サンセリアルミの取引先は、関西資材だけである。

ところで、49年6月ごろ、共伸アルミには大量の新規取引ができる可能性があった。しかし、当時の同社の経営規模ではこれらのすべてを直ちに受注することが困難であったため、B1は取締役のB10に命じて、「現在増改築を計画して、来年度に着工の予定であります」、「また、49年4月に姉妹会社を設立しました。社名サンセリアルミ株式会社」との業務案内を作成させ、受注を得ようとした。しかし、その後相手方との交渉が思ったようには進展せず、またB2が「サンセリアルミが共伸アルミの工場であると取引先から見られるのは困る」と言って反対したこともあって、結局この業務案内は相手方には渡されなかった。

しかしながら、共伸アルミとサンセリアルミは、歩いて15分程の近距離にあることもあって、仕事の面では相互に協力しあっていた。その内容は、一方の仕事があふれば、他方が手伝うということであった。

- (3) B2及びB3は、サンセリアルミを設立した後、49年4月20日に共伸アルミの取締役を正式に辞任した。このため、B1の妻であるB12とB10が、新たに共伸アルミの取締役に就任した。

B10は、共伸アルミにおいて工場長的役割を果していたが、50年4月30日に至って、後述の理由によって退社した。その後同人は、1週間ほど九州で就職先を探していたが、B2の強い要請を受けて、サンセリアルミに入社した。

なお、B10の退社によって欠員となった共伸アルミの取締役には、B1の友人であるB13が就任した。

4 組合の結成と50年春闘までの労使関係

- (1) 共伸アルミの従業員8名は、49年12月末に全員で賃上げを要求した。しかし、交渉がほとんど進展しなかったため、事務員のA6を除く7名の従業員は、50年1月10日、組合を結成し、A2を委員長に選出した（以下、同人を「A2委員長」という）。

同日、組合は、1月から一律35,000円の賃上げを実施すること、企業計画及び労働条件の変更については事前に組合と協議し、同意を得たうえで行うことなどを要求した。

この日の団交で、「企業計画の変更、労働条件の変更については、事前に労使双方協議し、組合の同意を得たうえで行う」旨の協定書が作成された。また、賃上げについては、1月28日の団交で、一律27,500円とすることなどで合意が成立した。

なおB 2は、組合の結成を、1月10日の結成直後にB 1から知らされた。

(2) A 6は、組合結成の後しばらくして組合に加入したが、B 1は1月21日になってA 6に対し、「ほかの人間に代えんといかん場合も起る」と述べた。しかしこの件は、組合の追求を受けたB 1が謝罪文を書いて解決した。

(3) 3月5日、組合は、実働時間を週40時間とすること、有給休暇を増やすこと及び社会保険料の負担率を労働者3、使用者7とすることなどの春闘要求書を提出し、回答日を同月17日と指定した。

要求書提出後間もない同月8日、B10は突然、経理内容が悪化しており、また資金繰りも苦しいとの理由で一時帰休と希望退職を提案した。しかし、希望退職の募集人員については特定されておらず、また当時、共伸アルミの仕事が特に減少していた事実もなかった。この提案は、組合との交渉の結果、撤回された。

春闘要求については、4月27日、実働時間を週42時間とし、有給休暇は増日する、また社会保険料の負担率は組合の要求どおりとするなどの協定が締結された。

(4) B10は、自分がいては従業員とB 1との信頼関係が好転しにくいとの理由から、4月中旬ごろより辞意をもらしていたが、組合は同人の退社は企業運営に支障をきたすと判断して、退社に反対した。このため、B10の退社をめぐる、2、3回の団交が持たれたが、結局同人は4月25日に共伸アルミを事実上退社し、同月30日、正式に取締役を辞任した。

(5) 1月10日以来、団交には組合側は、ほとんどの場合全組合員が出席し、これに支援の者が数名加わる場合が多かった。

5 50年夏季一時金要求についての団交経過等

(1) 6月10日、組合は、組合員一人につき総額50万円（一律分10万円、賃金比例分40万円）の夏季一時金を要求した。

同月17日午後1時からの団交で第1次回答79,000円が示されたが、これは前年の実績をかなり下回るものであった。このため、組合員らは憤激して、「組合申入れの団交に誠意をもって応じます。組合要求に達するまで、毎日始業時より終業時まで」と記載した確認書(以下「6.17確認書」という)にB1が署名押印することを求めて団交を続けた。そして、午後8時になってB1がこれに署名押印したため、同日の団交は終了した。

なお、共伸アルミの就業時間は、午前8時30分から午後4時40分までである。

- (2) 翌18日午前9時から正午まで第2回の団交が持たれた。団交の冒頭、B1は約10万円を回答したが、組合が更に上乗せを要求したため、午前10時ごろに約16万円の回答を示した。

同月20日、午後2時から第3回の団交が持たれ、B1は開始後、2、3時間経過してから、「夏季一時金は179,062円とする」と回答し、更に「これ以上出せば会社はつぶれる」と述べた。これに対して組合側は、会社がつぶれるとの発言の真意を追求するとともに、30万円以上を回答するよう迫った。団交は、午後10時ごろ終了した。

- (3) 同月24日午後4時から、第4回の団交が行われた。この日B1は、「一時金の回答は白紙撤回する」と回答し、併せて「企業経営をやる気がなくなったので、会社を解散する」と述べた。組合側は、「馬鹿なことを言うな。なぜそういう気持になったのか」と問いただし、会社解散に強く反対した。しかし、B1の態度は変わらず、交渉は午後9時まで続けられた。

この後、同月25日午前11時から午後1時まで、26日午後4時から同6時まで、更に翌27日午前10時から午後4時までと連続して団交が持たれた。この間組合は、会社解散には反対であり、夏季一時金の交渉を行いたいとの意向を示したが、B1の会社解散の意思は固く、交渉は進展しなかった。その後、7月4日、5日と連続して団交が持たれた。しかし、事態は変わらず、7日に再度団交を持つことが約束された。なお5日、組合はストライキを通告した。

団交予定日の7日、B1は「きょうの団交は、前向きの回答ができないから中止してほしい。次回の団交についてはまた連絡する」旨組合に電話で連絡してきたので、組合

はこれに対し出荷拒否を通告した。

B 1 は、その後 7 月 31 日までの約 1 カ月間全く出社せず、妻子とともに組合員の前から行方をくらました。

- (4) 共伸アルミにおいては、6 月は中旬ごろまで大量の仕事があつて、残業をしなければ処理し切れないほどであったが、20 日ごろから急速に仕事量が減少した。また、このころから、日本エバーに対する納期遅れや、作業上のミスが多くなつたため、同社は、7 月納期分以降の仕事について、これらの事情に加えて社長がいない会社では、責任体制が不明確であるとして発注しなかつた。

B 1 は、夏季一時金要求が出るまでは午前 8 時 30 分の始業時までに出社していたが、6 月 10 日以降は、午前 9 時ごろに出社するようになり、同月 21 日から 22 日の日曜日をはさんで 23 日までの 3 日間は、出社しなかつた。

なお、夏季一時金の団交においても、組合員 8 名は就業時間の内外を問わず団交に出席しており、組合側の支援の者も、従来とほぼ同じ人員が出席していた。

6 共伸アルミの解散と従業員の解雇等

- (1) 7 月 8 日、共伸アルミの株主総会が開かれ、同社の解散が決議された。

この株主総会には、B 7 及び B 10 が委任状を提出したが、その他の株主は全員出席した。席上 B 1 は、夏季一時金交渉の経過を説明し、また 7 月 8 日時点の仮決算書を示すなどして解散の同意を得ようとしたが、B 8 が「会社をやれば労働組合というものはつきものだ。労働組合をおそれては仕事はできない」と発言するなど、B 1 以外の出席株主は、解散に必ずしも賛成しなかつた。しかし B 1 の決意は固く、翻意する様子になかつたので、最終的にはすべての株主が解散を認めた。

なお、この当時、共伸アルミには日本エバーへの売掛金が約 300 万円あつた。

- (2) 7 月 10 日、組合は、B 8 と会談して、ようやく共伸アルミが解散したことを知つた。

この後、組合は B 1 の行方を探したが、同人の所在が分からなかつたので、組合員らはサンセイアルミに赴き、同社の B 2 及び B 3 と B 1 の行方、共伸アルミの解散問題などについて数回交渉を持った。

(3) 7月はじめごろ、共伸アルミは事業を停止し、その後、全従業員に仕事をさせないまま、同月16日付けで全従業員を解雇した。

なお、同社は、従業員に対する賃金は6月分までしか支払っていない。

(4) 7月26日、組合とサンセイアルミとの間で、①8月2日昼までに共伸アルミの代表取締役であるB1を、紛議解決のために出頭させる、②B1が出頭できない場合、サンセイアルミの代表取締役B4、専務取締役B2、常務取締役B3がすべての責任を持って、紛議解決のため努力する、③7月分賃金は、従業員全員に同月28日午前中に支払う旨の確認書が作成された。この確認書を取り交わした後、B2が賃金支払いのため7月度のタイムカードを持って来てほしいと組合側に言ったため、A2委員長はサンセイアルミの事務所まで共伸アルミの全従業員のタイムカードを持って行った。しかし、結局サンセイアルミは、上記7月分賃金を支払わなかった。

(5) 8月1日、B1は久しぶりに出社し、B2も同席したうえで団交が持たれた。その後、同月4日、7日と団交が持たれたが、双方の主張は全く対立したままで、事態は何ら進展しなかった。

7 解散後の事情

(1) 組合は、共伸アルミの解散後日本エバーと交渉し、共伸アルミの名（ただし、A2委員長が連絡の窓口となる）で、従前と同じ取引方法により月額50万～100万円の仕事をやっている。しかしB1は全く出社せず、また組合との交渉にも依然として応じていない。

(2) 50年8月26日、共伸アルミは特別清算開始の申立てを行い、同年6月1日、開始決定がなされた。

(3) 共伸アルミが解散した後、組合は、共伸アルミの土地、建物を占拠している。これに対してB4は、組合を相手方としてこれらの土地、建物の明渡し訴訟を提起しており、現在大阪地方裁判所で争われている。

第2 判断

1 当事者の主張要旨

(1) 共伸アルミの主張

組合は事業再開を求めているが、共伸アルミの解散は株主総会の決議によるものであること、現在同社は債務超過の疑いにより特別清算中であること、しかもB1は共伸アルミの経営を再開する意思はまったく有していないことからすれば、法令上並びに事実上再開を実現することが明らかに不可能であるから、この請求を却下すべきである。また、共伸アルミが解散した理由は、50年3月ごろより受注量が減少したこと、6.17確認書にみられるように勤務時間中に全組合員が出席して長時間にわたる団交が繰り返されたため同年6月ごろより納期遅れが恒常化し、遂には日本エバーから同年7月納期分以降の発注を停止されたこと、更に、会社は誠意をもって団交に応じてきたにもかかわらず、組合側がばり雑言を浴びせ、暴行脅迫を加えるなどし続けたため、B1は労使関係の改善は期し難いと判断したことによるものであり、不当労働行為には何ら該当しない。また、従業員の解雇は共伸アルミの解散に伴う必然的な手続である。

(2) サンセリアルミの主張

サンセリアルミは、組合員とは何ら使用従属関係がなく、共伸アルミとは役員が親族であるほか何の関係もない別個の独立した会社であり、経営上同社と一体であるとは言えない。したがって、サンセリアルミに対する請求は却下されるべきである。

(3) 組合の主張

共伸アルミとサンセリアルミとは経営的にまったく一体関係にあり、共伸アルミはサンセリアルミと共謀して組合破壊を企図し、共伸アルミの閉鎖、解散を推進した。

共伸アルミには、解散しなければならない経済的理由はまったく存在しなかったものであり、解散の唯一の動機が組合潰滅にあったことは、「組合が18万円で呑んでいれば、まだ会社はやっていた」とのB1の証言からも明らかである。しかも、解散はその手続においても、50年1月10日付けの事前協議・同意約款に違反しており、無効である。また、50年7月16日付けの解雇が、会社解散と同じく組合破壊をねらったものであることは言うまでもない。

更に、共伸アルミの事業再開にとりわけ障害となる事実がないにもかかわらず、同社が再開に応じないのは、組合嫌悪以外のなにものでもない。

2 不当労働行為の成否

- (1) 前記認定によれば、共伸アルミが解散した50年7月時点で、受注量が特に減少していたとか（日本エバーが同年7月納期分以降の発注を停止した事実はあるが、その理由については後述する）、団交において組合員らがばり雑言を浴びせ、また、暴行脅迫を加えたとの、共伸アルミが主張するような事実はない。

なるほど、勤務時間内に全組合員、すなわち、本件にあつては全従業員、出席して行う長時間の団交が繰り返されたことによって、生産に何らかの支障をきたしたことは否定できないにしても、このために共伸アルミの経営が困難となり、その存続が不可能となったとは言えない。もっとも、共伸アルミが主張するように、6.17確認書が文字どおり実施されれば、同社の経営が遠からず行き詰まったであろうことは否定できないが、組合がこの確認書の作成を要求したのは50年夏季一時金の第1次回答が79,000円でありあまりにも低額であったこと、6.17確認書作成後、解散した7月8日までの間の団交は9回であり、必ずしも少ないわけではないが、6月24日以降は、B1の「一時金の回答は白紙撤回する」、「企業経営をやる気がなくなったので、会社を解散する」との発言によって、解散問題が団交の中心議題であったこと、更に、9回の団交で午前8時30分の始業時から午後4時40分の終業時まで続けられた団交は、一度もなかったことを考慮すれば、組合が6.17確認書に署名押印するようB1に迫ったのは、B1の対応について警告したものと解するのが相当であり、また、この間の団交が経営を困難にしたとは考えられない。

- (2) そこで、解散した理由は、50年3月ごろより受注量が減少し、遂には日本エバーから同年7月納期分以降の発注を停止されたからである、との共伸アルミの主張について検討する。

50年3月ごろより受注量が若干減少していたこと及び日本エバーが同年7月納期分以降の発注を停止したことは、主張のとおりであるが、50年3月ごろからの受注減は全般的な経済不況が原因であり、また、日本エバーが発注を停止したのは同年6月20日ごろから納期遅れや作業上のミスが多発するようになったことがその原因のひとつである。

ところで、このころの共伸アルミの社内事情をみると、まず、B 1は同月10日に夏季一時金要求が提出されてからは午前9時ごろ出社するようになり、同月21日と23日に至っては出社すらしなかった。また、同月24日の団交でB 1が会社を解散する旨発言したことから、労使の対立が激化し、その後同月25日、26日、27日と連続してかなり長時間の団交が勤務時間中に持たれている。これらの事情では、納期遅れや作業ミスが増加することは容易に推認し得るが、その責任を組合にのみ問うことができないのは明らかである。しかも、日本エバーが発注を停止した直接の理由は、7月5日以降共伸アルミの代表取締役であるB 1がまったく出社せず、行方も知れなくなったため、同社の責任体制が不明確であると日本エバーが判断したからであることは、前記認定のとおりであって、発注が停止されたのは共伸アルミの責任であると言うほかない。

更に、労使関係の激化ないし悪化についても、共伸アルミに責任があることは、上記以上に論じる必要がない。

- (3) 上述したように、共伸アルミが主張する解散の理由には正当な根拠がないから、以下、同社の解散の真の理由について判断する。

株主総会におけるB 8の「会社をやれば労働組合というものはつきものだ。労働組合をおそれては仕事はできない」との発言、50年7月8日の解散時点で、共伸アルミは日本エバーに対し約300万円の売掛金を有していたこと、解散直前の同年6月ごろ共伸アルミは、49年8月ごろより2万円多い月額30万円の地代家賃をB 4に支払っていたこと、更には、B 1の本件審問における「解散した原因は、組合の夏季一時金要求が高くて折り合いがつかなかったからである」、「組合が18万円で吞んでいけば、まだ会社はやっていた」旨の証言を総合すれば経営内容が悪化し、経済的に行き詰ったため解散せざるを得なかったとの同社の主張は到底採用できない。しかも、B 1が共伸アルミを解散する決意を固めたのは、「50年6月21日から同月23日までの間」であるとの証言よりすれば、B 1は、使用者として誠実に交渉を重ねて労使関係の安定をはかるべきであったにもかかわらず、夏季一時金要求についてのわずか3回の団交で組合との交渉に嫌気をさし、共伸アルミの解散及び全従業員の解雇によって労使関係を一挙に解消しようという

極めて安易かつ不当な方法を選択して、組合の強い反対にもかかわらず、組合との事前協議・同意約款に違反することを知りながら、解散及び解雇を強行したことは明らかである。したがって、このような会社の措置は、組合の潰滅を企てたものであり、また、組合員であること及び正当な組合活動を行ったことを理由とする不利益取扱いであって、これら一連の会社の行為が、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であることは、疑問の余地がない。

なお組合は、共伸アルミに対して同社の事業再開と組合員らの原職復帰を求めている。しかし、会社解散及び全従業員の解雇が不当労働行為意思から出たにしても、経営者が自ら事業経営を放棄して、いかなる形にせよ事業再開の意思を有していないことが現段階においては明らかな本件の如き場合には、事業再開と原職復帰を命じることは妥当ではない。したがって、共伸アルミに対しては、主文1、2及び3のとおり命令する。

3 サンセリアルミの当事者適格

まず、共伸アルミとサンセリアルミの関係についてみると、両社は、アルミサッシの組立てなどまったく同種の事業を営んでおり、しかもサンセリアルミの株主8名のうち5名は共伸アルミの株主でもある。

また、両社とも、その土地、建物のすべてをB4から借り受けており、更に両社は仕事の面においても相互に協力し合っていた。

これらの諸事実からみると、両社は極めて密接な関係にあり、組合の前記主張も一概に否定できない。

しかしながら、共伸アルミの代表取締役はB1であり、他方サンセリアルミの実質的経営者はB2であって、両社の経営意思が同一であるということとはできない。また両社の主要取引先を比較すると、共伸アルミのそれは日本エバーであり、サンセリアルミはその経緯はともかく当初から関西資材としか取引を行っていないのであって、この面では、両社の間に何の関係もない。

更に、両社の一方が他方の従業員の労働関係上の諸利益について支配し、規制していたとの疎明は極めて不十分である。

以上要するに両社は経営的にまったく一体関係にあるとまでは言いえず、結局のところ組合の主張は採用できないのであって、サンセイアルミの当事者適格は否認するほかない。

しかも、当委員会としては、前記のとおり共伸アルミに対しても事業再開及び原職復帰を命じないのであるから、仮に、サンセイアルミに当事者適格があるとした場合においても、サンセイアルミに対して組合が求めるような共伸アルミの事業再開についての協力を命じることができないことは明らかである。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条によって、主文のとおり命令する。

昭和53年1月11日

大阪府地方労働委員会

会長 川 合 五 郎